

○狭山市建築行為に係る後退部分等の整備要綱

昭和63年3月28日

告示第61号

改正 平成元年5月1日告示第85号

平成2年3月30日告示第50号

平成5年3月17日告示第41号

平成10年3月31日告示第47号

平成15年3月31日告示第53号

平成20年3月18日告示第55号

平成23年3月31日告示第100号

平成26年3月20日告示第59号

平成29年1月19日告示第15号

狭山市建築行為に係る後退部分等の整備要綱(昭和61年告示第59号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、建築主等の理解と協力のもとに、建築行為に係る後退部分等を道路として整備するために必要な事項を定めることにより、安全で良好な市街地の形成と居住環境の向上を図ることを目的とする。

(全部改正〔平成5年告示41号〕)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 建築基準法(昭和25年法律第201号)をいう。
- (2) 建築行為 法第6条第1項の規定により建築主事の確認を受けなければならない建築及び法第6条の2第1項の規定により建築主事の確認とみなす建築をいう。
- (3) 後退部分等 建築行為に係る敷地のうち、次の一に該当するものをいう。
 - ア 法第42条第2項の規定により道路の境界線とみなし、後退した部分
 - イ 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第144条の4第1項第2号に定めるものと同等又は準ずるすみ切り部分
- (4) 工作物等 門、塀、石垣、さく、土留、擁壁、生け垣、植木及び地下埋設設備をいう。
- (5) 建築主等 法第2条第16号に規定する建築主をいう。ただし、当該建築主と土地所

有者又は工作物等の所有者とが異なるときは、建築主及び各々の所有者をいう。

- (6) かど敷地 法第42条第2項に規定する道路で作る120度以内の内角側のかど地で、当該道路に接するもの

(一部改正〔平成5年告示41号・15年53号・20年55号〕)

(適用範囲)

第3条 この要綱は、次の各号の一に該当する道路等に接する敷地に係る建築行為に適用する。

- (1) 法第42条第2項の規定による道路で、かつ、市道であるもの
- (2) 前号の道路に係るすみ切り部分
- (3) その他市長が特に必要と認めるもの

(全部改正〔平成5年告示41号〕)

(建築主等の行う事項)

第4条 建築主等は、前条各号のいずれかに該当する道路等に接する敷地に建築行為をする場合は、次に掲げる事項を行うものとする。この場合において、後退部分等に係る敷地と市道との境界が確定していない場合には、あらかじめ市長の境界査定を受け、境界を確定しておかなければならない。

- (1) 後退部分等について、分筆登記をすること。
- (2) 後退部分等を狭山市道路後退用地等寄附受入要綱（平成2年3月13日市長決裁）に基づき、市に寄附の申請をすること。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合で、後退部分等の無償使用承諾書を市長に提出したときは、この限りでない。
- (3) 後退部分等に工作物等がある場合は、当該工作物等を撤去すること。
- (4) 第2号ただし書の規定により無償使用承諾書を提出した場合は、当該後退部分等の地目を公衆用道路に変更すること。

(追加〔平成5年告示41号〕、一部改正〔平成26年告示59号・29年15号〕)

(後退部分等の整備等)

第5条 市長は、建築主等が前条の規定により後退部分等を寄附したとき、又は後退部分等についての無償使用承諾書の提出をしたときは、当該後退部分等を次の各号に定めるところに従い整備するものとする。

- (1) 整備の程度は、既存の道路に準じる。
- (2) 敷地と後退部分等との境界が境界標のみでブロック塀、側溝等が存在しないときは、当該境界を縁石等で明確にする。

- 2 市長は、前項の整備が困難と認めるときは、別途建築主等と協議を行うものとする。
- 3 第1項の整備が行われた後の当該後退部分等の維持管理は、市長が行うものとする。ただし、個人の占有する地下埋設設備については、この限りでない。

(一部改正〔平成5年告示41号〕)

(補助金)

第6条 市長は、第4条第2号本文の規定により寄附をした建築主等に対し、予算の範囲内で別表に定めるところにより補助金を交付するものとする。

(全部改正〔平成15年告示53号〕)

(工作物等の査定)

第7条 建築主等は、別表工作物等の撤去の項に規定する工作物等の撤去に係る費用についての補助金の交付を受けようとする場合は、当該工作物等を撤去する前に、あらかじめ市長の査定を受けなければならない。

- 2 建築主等は、前項の査定を受けようとするときは、工作物等の査定申請書に次に掲げる図書を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 案内図
- (2) 公図の写し
- (3) 地籍測量図
- (4) 地下埋設設備の切り回し費用の額を証する書類

- 3 市長は、第1項の査定をしたときは、建築主等に対し、工作物等の査定通知書により通知するものとする。

(一部改正〔平成5年告示41号・15年53号〕)

(補助金交付手続)

第8条 建築主等は、第6条の補助金の交付を受けようとする場合は、後退部分等の補助金交付申請書に次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 公図の写し
- (3) 地籍測量図
- (4) 分筆登記に係る費用の額を証する書類(当該費用の額が不明な場合を除く。)
- (5) その他市長が必要と認めるもの

- 2 市長は、前項の申請を受けたときは、寄附後に当該申請に係る事項を審査したうえ、補助金交付の可否及びその額を決定し、後退部分等の補助金交付可否決定通知書により申請

者に通知するものとする。

(一部改正〔平成5年告示41号・15年53号〕)

第9条 市長は、前条第2項に基づき補助金交付の決定をしたときは、申請者に補助金を交付するものとする。

(一部改正〔平成5年告示41号〕)

(補助金交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 市長は、申請者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 建築に関する法令等の規定に違反しているとき。

(一部改正〔平成5年告示41号〕)

(建築行為がない場合への準用)

第11条 後退部分等について建築行為がない場合でも、市長がこの要綱の目的を達成することができると思われる場合は、この要綱の規定の例による。この場合において、第1条、第3条、第4条及び第12条中「建築行為」とあるのは「後退しようとする行為」に、第1条及び第4条(見出しを含む。)から第8条までの規定中「建築主等」とあるのは「後退しようとする者」にそれぞれ読み替えるものとする。

(追加〔平成5年告示41号〕、一部改正〔平成29年告示15号〕)

(適用除外)

第12条 この要綱は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条第1項に規定する市街地開発事業における建築行為については、適用しない。

- 2 第6条から第10条までの規定は、狭山市宅地等の開発に関する指導要綱(平成5年告示第144号)第3条に規定する開発事業(同要綱第4条に規定する開発事業に該当する場合を除く。)による建築行為については、適用しない。

(追加〔平成5年告示41号〕、一部改正〔平成29年告示15号〕)

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成5年告示41号〕)

附 則

- 1 この告示は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 狭山市市道寄附採納に係る分筆手数料補助金交付要綱(昭和54年告示第80号。以下「旧

要綱」という。)は、廃止する。

3 この告示施行の際現に旧要綱の規定によりなされている手続その他の行為は、なお従前の例による。

4 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、その時まで交付の申請をした補助金については、この告示は、なおその効力を有する。

(一部改正〔平成元年告示85号・5年41号・10年47号・15年53号・20年55号・23年100号・26年59号・29年15号〕)

附 則 (平成元年5月1日告示第85号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年3月30日告示第50号)

この告示は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月17日告示第41号)

1 この告示は、平成5年4月1日から施行する。

2 この告示の施行の際現に改正前の狭山市建築行為に係る後退部分等の整備要綱の規定によりなされている手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則 (平成10年3月31日告示第47号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日告示第53号)

1 この告示は、平成15年4月1日から施行する。

2 この告示の施行の際、現に改正前の狭山市建築行為に係る後退部分等の整備要綱の規定によりなされている手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月18日告示第55号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日告示第100号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月20日告示第59号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年1月19日告示第15号)

1 この告示中第4条、第11条、附則第4項及び別表工作物等の撤去の項の改正規定は公布の日から、第12条の改正規定は平成29年4月1日から施行する。

2 第12条の改正規定の施行の際現に改正前の狭山市建築行為に係る後退部分等の整備要

綱の規定によりなされている手続その他の行為は、なお従前の例による。

別表（第6条、第7条関係）

（追加〔平成15年告示53号〕、一部改正〔平成29年告示15号〕）

補助種別	補助基準	補助額
分筆登記	1 次に掲げる一の敷地の分筆登記に係る費用として市長が認めるもの (1) 測量に係る費用 (2) 分筆登記の申請に係る費用 (3) 境界標の設置に係る費用 (4) 登録免許税 (5) 寄附の申請に係る費用 (6) その他市長が認める費用	左の費用の総額。ただし、13万円を限度とし、分筆された敷地の形状が次の各号のいずれかに該当するものは、上記限度額に3万円を加えた額を限度とする。 (1) かど敷地で2方向以上の後退があるもの (2) 一の敷地で後退部分等の筆数が2以上になるもの
	2 分筆登記に係る費用が不明なもの	一律7万円
工作物等の撤去	次に掲げる工作物等の撤去に係る費用として市長の査定を受けたもの (1) 門、塀、石垣等の撤去に係る費用 (2) 生け垣及び植木の撤去等に係る費用 (3) 地下埋設設備の切り回しに係る費用 (4) その他市長が必要と認める費用	左の費用の総額。ただし、一の敷地について、50万円を限度とする。
すみ切り	後退部分等に第2条第3号イのすみ切り部分が含まれているもの	すみ切り部分一箇所につき、3万円
面積	次に掲げる後退部分等の面積の区分による。 (1) 5平方メートル未満 (2) 5平方メートル以上10平方メートル未満 (3) 10平方メートル以上15平方メートル未満 (4) 15平方メートル以上20平方メートル未満	(1)にあっては2万円、(2)にあっては4万円、(3)にあっては6万円、(4)にあっては8万円、(5)にあっては10万円

	(5) 20平方メートル以上	
--	----------------	--